

# 平成25年金融商品取引法等の改正及びヘルスケアリート上場に向けた取組み等を踏まえた有価証券上場規程等の一部改正について

平成26年3月25日  
株式会社東京証券取引所

## I. 趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、本年4月1日から施行します（詳細については、別紙規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）において投資証券等の取引に対するインサイダー取引規制や会社関係者による情報伝達・取引推奨行為に対する規制が導入されたことを踏まえ、開示項目の追加や上場会社等及び取引参加者に情報管理体制の整備を求めるることとともに、上場ヘルスケアリートの市場環境整備の一環として情報開示の充実を図るなど、上場制度、取引参加者制度について所要の整備を行うものです。

## II. 改正概要

(備考)

### 1. 金融商品取引法等の改正を踏まえた改正

- |  |                     |
|--|---------------------|
| (1) 投資法人の発行する投資証券等の取引に対するインサイダー規制の導入等に伴う開示項目の追加                          | ・有価証券上場規程第1213条     |
| ・上場不動産投資信託証券、上場不動産投資信託証券の発行者等及び上場不動産投資信託証券の運用資産等に関する情報について、開示項目を追加いたします。 | ・有価証券上場規程施行規則第1229条 |
| ・なお、今回追加した項目のうち、有価証券上場規程第1213条第2項第1号bの(r)については、平成28年4月1日以降削除する予定です。      | ・有価証券上場規程第449条等     |
| (2) 内部者取引等の未然防止に向けた体制整備  | ・取引参加者規程第22条の5      |
| ・上場会社は、上場会社の役職員による未公表の重要事実等の情報伝達行為等を未然防止する体制の整備に努めるものとします。               |                     |
| ・取引参加者は、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るため必要かつ適切な管理体制を整備するものとします。                   |                     |

**2. ヘルスケアリート上場に向けた取組み等を踏まえた改正**

- ・貸借又は貸借の解消について、より多くの事象の開示を促すべく、適時開示に係る軽微基準を設定します。

・有価証券上場規程  
施行規則第122  
9条第1項

**3. その他**

その他所要の改正を行うものとします。

**III. 施行日**

平成26年4月1日から施行します。

以上